

平成29年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 平成29年9月11日(月)

招集場所 米子市役所 401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員
5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 8番 木村美紀委員
9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角 力委員 12番 高西史郎委員(会長)
13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理)
17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員

欠席農業委員 なし

出席農地利用

最適化推進委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 小林秀美委員 岩佐清志委員 松本裕三委員 本池実委員
田中英省委員 高西早苗委員

事務局 池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 高田主幹

説明者 高橋輝幸経済戦略課長 (株)アイテック職員

傍聴人 1名

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

- イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
- エ 第4号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 米子市農用地利用集積計画の決定について
- カ 第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議会議員の事務報告
- (7) その他

議事開始 午後2時35分

議長（高西会長）

今日のご苦労さんでした。第2回の総会を開催します。今日の欠席は仲本推進委員さん、田邊推進委員のお二方が欠席です。推進委員の自主参加の方ですが、崎津の松本推進委員さん、宇田川の田中推進委員さん、五千石の小林推進委員さんです。それから、傍聴人で県の農業会議の事務局長の倉益さんが来ておられます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議席番号3番の井田委員と議席番号4番の伊塚委員にお願いしたいと思います。

それでは、審議に入ります。初めに3ページの第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ番号20と21の長砂町について、合わせて審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

その前にですね、まず地役権の設定について、わからん人も居られると思いますので説明をお願いします。

事務局（高田主幹）

そうしますと、説明の方をさせていただきたいと思います。

地役権の説明ということと議案の内容とそちらの方も同時にお話しさせていただきたいと思います。

事前に委員さんの方には、別紙3条申請理由をお配りしております、資料と議案のページを見比べて説明させていただきます。議案番号の20番と21番は関連しますので一括して説明させていただきます。今回20番、21番ともに申請内容としましては、水道管敷設のための地役権設定として、許可あり次第地役権の設定を行うものです。地番、地目などは議案のとおりとなっております。地役権の設定ということで、これまで米子市ではあまり取り扱ったことがなかった案件ですので、説明させていただきます。別紙3条申請理由、資料として何枚か添付させてもらっておりますけども、詳細の内容について記載しておりますけど、地役権の設定というものは必ず土地が二つ出てまいります。一つは、地役権の設定で負担を受ける土地ということで承役地といいます。もう一つは、地役権の設定により便益を受ける土地ですね、そちらの土地の方を要役地といいます。内容について、戻りますけども今回は20番、21番ともに長砂町の〇〇の地下部分に水道管を敷設して承役地とします。住宅を建てるにあたり、水道管が来ていないために、その農地の下、水道管を利用するためにというふうになります。ということで、住宅を建てる二つの土地ですね、そちらの長砂町〇〇と〇〇が要役地ということになります。ちょっと、なかなかわかりづらいと思いますので、一般的に多い事例としまして、他人の土地を通行する際に、あの通行地役権を設定するのがイメージしやすいのかなと思います。今回ですね、通常の農地法3条の売買や贈与などと違いまして、この権利設定の内容が、許可要件の各号の照らし合わせ、他に地権者さんですね、業者さんとかにちょっと具体的な内容をちょっと聞き取りさせていただきまして、ええ、この農地の今

回この設定する管を通す農地の周りを全体見回しますと、端っこに位置しておりまして、管を通すところが。ええ、隣地農地として一体で耕作するというものを確認しております。深さについても耕作に支障が出ない深さというのを確認しております。ええ、以上から周辺の営農状況や耕作自体には影響や支障等はないと考えます。3条の許可の要件でしたら、全部効率耕作要件、周辺農地、地域への調和要件ですね、等が近いと考えますけれども、該当しないため許可要件として総合的に判断するにあたり問題ないものと考えております。以上です。ご審議をお願いします。

議長（高西会長）

事務局の説明が終わりましたが、この地域の担当の推進委員さん、現地調査の報告をお願いします。

佐々木推進委員

推進委員の佐々木でございます。説明します。現地は観音寺新町から米子駅方面に抜ける環状線近くで、周囲は住宅化している場所です。現地の状況を確認して参りましたが、双方の利用する所は、既に造成してありまして、位置関係は図面のとおりでありました。また、水道管設置ですけども、事務局に確認してもらったところ、一本の管を深さ60センチほどのところに敷設します。そして途中で二つに分けて、2軒の家に引き込む計画です。一人の方は土地所有者の孫で、もう一人は他人の関係です。地役権設定の対価については、両者とも無償ということ聞いております。地役権設定後の農地としての利用に支障はありませんで、問題はないかと感じます。以上です。

議長（高西会長）

この地域の委員さんの補足説明を。

小西農業委員

はい、小西です。同じ日に佐々木さんと事務局と4名で現地調査をしました。今、事務局から詳しく説明されましたが、この別紙の説明が非常にうまく簡潔にできており分かり易いと思います。地役権というのが非常に珍しいということで、非常に丁寧な説明資料を作っていただいています。事務局、佐々木さんが仰ったとおりです。全く、今後農地として利用するのに支障はないということを報告します。

議長（高西会長）

事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

大太農業委員

すみません。水道管はやられるのですが、排水はどのような感じになっているのですか。水道管を入れるということは水を使われるということで、排水はどのような形かなあと。

議長（高西会長）

事務局。

事務局（高田主幹）

下水の方は通っております、水道管が何と言いますか、環状線の大きいところにしか来ていないみたいでして。隣に雑貨屋さんがありますが、そちらも前の大きな道路から引き込んでおられます。裏の方の細い方には、全く来る予定がないと水道局にも確認しております。

議長（高西会長）

この図面が付いていますが、その説明がわかりづらいです。図面で、例えば、上の道路が観音寺新町からの道路なのか、あるいはどっちがどっちかよくわかりませんが、それでどっち側に水道が来ているとか、下水はどっちに来ているとか、そういうことを言ってあげな、今言おうとしたことがわかりませんと。もう一度お願いします。

小西農業委員

この図面で説明します。明道小学校の下にある広い道路が主要な道路です。〇〇の所をずうっと行って、〇〇の裏を歩いていく大きな道路ですね。ここに大きな水道管がこの通りまでは来ています。詳細図の〇〇の下60センチに水道管を埋めるところ、その横の空白の所がもう一体の土地です、〇〇。それでお二人の土地がそれぞれあって、下水はこの詳細図の下の方、横の通りがあります、そこに下水は入っ

ています。こちらには水道管がないです。表しかなくて、裏には下水があります。

議長（高西会長）

わかりましたか。

(はいの声あり)

議長（高西会長）

もうちょっとよくわかるように、自分だけがわかるではなく、相手によくわかるように。

他にないですか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ議案第2号をお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ番号3の淀江町中間について審議いたします。地元推進委員さんお願いいたします。

高西推進委員

はい、担当推進委員の高西です。説明させていただきます。6ページをお開きください。申請者はこの議案のとおりです。申請地も議案のとおりで、淀江町中間の田で面積は863平方メートルです。また、この国道9号線沿いの上下水道埋設地域でありまして、周辺500メートル以内に医療施設が複数ある農地です。だから、第3種農地に該当いたします。それから、隣接農地耕作者の同意書も確認済みです。添付されております。雨水等は用水路に流入はありませんので、自治会からの排水同意ということで確認済みです。淀江地区につきまして、都市計画は非線引き区域ですので、開発許可は不要ということを確認しております。この件は備考のところにも記載されております。客観的事実だけを申し上げました。

議長（高西会長）

地元の農業委員は、私ですが補足することはありません。今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。
新しい委員さんで何ですが、第3種農地っていうことはわかりますか。
推進委員さんはわかりますかいね、第3種農地ということは。

高西推進委員

はい、わかります。

議長（高西会長）

ちょっとう。

高西推進委員

はい。第3種農地といいますのは、市街化が進んでおる農地のことです。で、4つのいずれかを要件とすることがございまして、一つは上下水道、ガス管がこれの2種類以上が前面道路まで埋設されておること、かつ、500メートル以内に二つ以上の教育、あるいは医療、その他公共施設があるという農地です。二つ目には、鉄道の駅、官公庁、インターチェンジから300メートル以内の農地です。それから3番目、街区の面積に占める宅地化率が40パーセント以上の区画にある農地のこと。4番目は用途地域内にある農地。これのいずれか一つの要件を満たしておるところを第3種農地といいます。以上です。

議長（高西会長）

わかりましたかいね。理解していただいたということですね。

高西推進委員

ちょっと、いいですか。あの、わからない言葉が出たらすぐに積極的に挙手で質問していただきたいと思います。まあ、皆さんは権威ある農業委員さんですから、その辺の事はしっかり頭に入れられて、私は推進委員の方から思います。以上です。

議長（高西会長）

ご意見、ご質問ありませんか。何でもいいですけど。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、7ページ議案第3号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号43の皆生2丁目について審議いたします。それでは地元推進委員さんから現地の状況等の説明をお願いいたします。

影嶋推進委員

福生担当の影嶋です。デマンドというのは日野川の431沿いにあります、〇〇という老人ホームで大きな建物がそうです。そのすぐ側にあります農地を駐車場に利用するということであります。現地を調査しましたら、特に地域の福生1区の実行組合も周囲の人も何ら問題ないということでした。以上です。

議長（高西会長）

担当委員さん補足はありませんかいね。

吉澤農業委員

今日2番目に現地調査に行った場所です。2軒4名の方の申請が出ております。駐車場がどうしても不足するというので、現在の敷地の拡張として、駐車場を新たに設けたいと申請が出ております。場所的には、10ヘクタール以上の余り作ってはないですが、いわゆる優良農地ということで、1種農地に該当するのですが、問題ないと思っております。先ほど推進委員さんが言われたとおり、土地改良区、隣接耕作者、実行組合の同意については、問題ないと得られておりますので、問題ないと思います。審議のほどお願いします。

議長（高西会長）

ただ今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

足立農業委員

看板が立っとなった所はどこですか。

吉澤農業委員

看板が立っとなった所は、議案の一番上、面積的には343になります。上は耕うんがしてあったところです。面積的に一番広い所です。下の二つは安くなっていますが、面積が狭い所になっています。

議長（高西会長）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

吉澤農業委員

バスの中から見ただいた広い農地が、これから構造改善していくという話があるところです。これからまた、農業委員会でもお世話になるかと思えます。その時はよろしくお願いします。

議長（高西会長）

国が、折角10ヘクタール以上の基盤整備は農家に負担掛けんと、全部国の予算でやると。色々条件がありますけども、その時は皆さんのお力をお借りしたいと思います。

続いて、番号44の二本木について審議いたします。

それでは、地元推進委員さんから、現地の状況等の説明をお願いいたします。

森中農業委員

そうしますと、私の方から説明します。

44番の議案ですが、仲本推進委員と私が現地調査をしました。申請地は議案のとおりで、申請地は二本木の田、面積は118平方メートル。場所は国道9号線、米子から淀江に向かって、淀江と二本木の境にある〇〇の目の前にペットショップがありまして、その前の計画であります。申請人はペットショップをしております。犬が隔離してあるスペースで、引き紐を外し自由に運動することができる場所として利用するため、今回の申請に至ったものです。土地改良区の同意、農事実行組合の排水同意もあります。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地に該当すると思われるので、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号45の両三柳について審議いたします。

それでは、地元推進委員さんから、現地の状況等の説明をお願いいたします。あの、最初に推進委員さんに意見を聞きますので、現地調査を。それに担当の委員さんが補足しますので。

山中推進委員

加茂の山中推進委員です。申請地は、500メートル以内にJRの三本松口駅がありますので第2種農地と思われます。転用には問題ないと思われます。

議長（高西会長）

あの現場は。

大縄農業委員

はい。自衛隊道路の葬祭場の東側の今日行った一番目の場所です。すぐ近くのバス停の所に現在の建物がありますが、そこから工場が移転されます。特に問題ないと思われます。

議長（高西会長）

説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございせんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号46の河崎について審議いたします。

それでは、地元推進委員さんから現地の状況等の説明をお願いいたします。

山中推進委員

申請地は、水道管あるいは下水管が2種類埋設された道路に面し、500メートル以内に医療施設が二つある農地で第3種農地に該当すると思われます。

大縄農業委員

特に問題ありません。

議長（高西会長）

説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございせんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号47の浦津について審議いたします。

森中農業委員

47番について説明します。現地調査3番目の県道沿いの所です。私と仲本委員と二人で現地調査をいたしました。申請者は議案のとおりで、浦津の田・畑で面積が1,970.57平方メートルです。

申請者は、県道159号線に面して交通量が多く、需要があると見込んで、休憩スペースのあるコンビニエンスストアの建築を計画されたものです。土地改良区の同意、農事実行組合の排水同意も確認しております。また、雑排水については公共下水道に接続することになっています。隣接農地耕作者については、1名の方が地権者と折り合いがつかず同意をいただいておりますが、転用後、万一問題が発生した場合にも、農業委員会には迷惑は掛けないという確認書を確認しておりますのでご報告いたします。その申請地の〇〇の農地につきましては、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であり、第1種農地に該当すると思われます。残りの3筆は、水道管と下水道が埋設されている道路に面し、500メートル以内に医療施設、教育施設があるため、第3種農地に該当すると思われます。開発許可は、許可見込みであることを確認しております。審議をよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

事務局に聞いてみるけども、隣地の人の同意が取れないで迷惑掛けませんというのは、確認しているわけですか。

事務局（山本主幹）

はい。森中委員が言われましたとおり、1名の方が、折り合いがつかないということで、どうしても同意書をもらえなかったということですが、転用業者がですね、必ずといいますか委員さん、農業委員の方、地元の方に必ずご迷惑は掛けません、最後まで責任を持ちますという理由書、確認書をきちんといただいております。

議長（高西会長）

事務局で預かっているわけですか。

事務局（山本主幹）

はい、預かっております。

議長（高西会長）

ということですが、何かご意見、ご質問等がございませんか。

足立農業委員

排水に関して、実行組合長の同意は。

森中農業委員

土地改良区も含めて。

足立農業委員

はい。

議長（高西会長）

生活雑排水は公共下水で問題ないですな。問題は雨水だけだけど、そう作物に影響はないか。何かないですか。

吉澤農業委員

事務局にちょっと。主として1種以外の土地使用というのは余り聞いたことのないような許可根拠ですが、これはどんな内容ですか。

事務局（宅和局長補佐）

主として1種農地以外の土地使用とは、1種農地の不許可の例外規定でありまして、1種農地であっても1種農地の面積が全体計画の中で3分の1以下であれば1種農地の不許可の例外として許可できるということになっております。

事務局（山本主幹）

ゆうゆう壺番館も第1種農地でしたけど、既存の建物がございます。あれは2分の1を超えなければ、1種農地でも転用してもいいよという、まあ同じような形でした。

議長（高西会長）

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号48の石井について審議いたします。

岩佐推進委員

はい、推進委員の岩佐です。48番の石井について説明します。現地は、県道米子広瀬線の成実小学校入口の前にある郵便局の隣にある農地です。申請者は議案のとおりです。申請地は石井の田で面積は689平方メートルです。申請人は、皮膚科・内科を開業していますが、現在院内処方していた薬を院外処方に切り替えるため、隣接している申請地に調剤薬局用地として申請したものです。隣接耕作者の同意、土地改良区の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は、宅地化の状況が住宅公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地でその規模が10ヘクタール以内である農地であることから、第2種農地に該当すると思われます。開発許可についても見込みがあることを確認しております。転用については問題ないと思われます。ご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

地元委員さん何か。

事務局（池口局長）

地元委員さんは亡くなりましたので。

議長（高西会長）

あつ、すいません。何か、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

岩佐推進委員

すみません、説明不足で。はっきりわからなかったもので。第2種農地とは。

議長（高西会長）

ついでになあ、第2種農地と第3種農地を。

事務局（山本主幹）

あの、もう一度ですねえ、あの農地区分の用紙を持って参りますので、あの皆さんにわかりますように、はい。

議長（高西会長）

それで。

事務局（山本主幹）

あの、口頭だけではちょっと難しい部分がございますので。

議長（高西会長）

いつもは、公共施設が何かと簡単なことでいいですが、法律に書いてあることをきちんとわかり易くして。そうして法律にとらわれるといけません。さっき、第3種農地については、4つ程ありましたが。普通は言うことはないですが事務局も。ですから、委員さんが中々わかりにくいと思います。ですので、書面できちんと委員さんや推進委員さんにしていただくなら、そのようにきちんと書いておいてもらいたいということです。ただども六法全書についてあることはいけませんよ。局長。

事務局（池口局長）

はい。

森中農業委員

ちょっといいかな。これは、研修会で研修したと違いますか、誰も。皆さん方、推進委員さんも併せて研修会で研修したと私は理解してるわけですけど、違いますか。

事務局（池口局長）

そのとおりでございます。

議長（高西会長）

わかりづらい人も居られるので、言われていると思います。

足立農業委員

研修していますが、やっぱり。

議長（高西会長）

そういう声があるということは、研修を受けているからこれ以上しなくてよいというわけではなく、初心に戻ってよくわかるように事務局で準備しなさいということ。

事務局（山本主幹）

農地区分はありますけど、実際のところ場所、もちろん場所があります。あと、周りの宅地の状況、あと公共下水が入っているとか、学校が近くにあるとか、本当、場所によって区分が変わってきますので、ただあの、農地区分といいますか、その第3種農地ですと原則許可

ができる場所になります。第1種農地というのは、原則許可ができません、その部分だけ。第2種農地だとちょうどその間ですね。1種でも3種でもない間が第2種農地になりますので、ただ第2種農地でも何個か農地区分に種類がありまして、場所によってはこういった名目で第2種農地ですというのがありますので、本来はまあ、場所とか地図とかでするのがわかり易いですが、ちょっと文書だけとなると中々表現が難しいかも知れないですが、例えばあの、今日すぐすぐにはならないかもしれませんが、こういう形ですと第2種農地に該当しますとか、ちょっと、地図と一緒に見られた方がわかり易いと思います。それに対応するには、そうすると今すぐにはできませんけど、わかり易いように、ここは学校が近いしとかそういう地図を作りたいと思いますので、よろしいでしょうか。

議長（高西会長）

実際、現地を見ていただいて、わからないところは質問してもらって、研修を受けても何回もして、そうしてよく理解していただくようにお願いします、事務局ひとつ。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、10ページ番号49の大篠津町について審議いたします。

それでは、地元推進委員さんから現地の状況等の説明をお願いいたします。

本池推進委員

大篠津の推進委員の本池です。8月30日に角委員さんと現地確認をしました。申請地は、境線の大篠津町駅から境より250メートル位ところですので、農地区分としては第3種農地になります。工場を増築されたのですが、それに伴い駐車場の増設をということです。近隣耕作者の同意、農業用水路の排水同意、土地改良区の同意もありますので、転用に問題ないかと思います。

議長（高西会長）

地区担当の委員さん。

角農業委員

地区担当の角です。境線の大篠津町駅から境より250メートル位行ったところの右側、住宅地側になります。申請地は、工場の裏手に当たりまして、今は耕作放棄地になっています。近所の人に聞いても買ってもらってよかったという声が多い位の所です。問題ないと思います。

議長（高西会長）

はい、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

足立農業委員

道路側溝に流す、駐車場の。掃除をするように義務付けておかないと。

角農業委員

申請地には、昔の市道がありまして、その横に側溝があります。その横に畑があります。雨水は・・・。

足立農業委員

その辺は、真面目な工場ですから。

吉澤農業委員

面積が、結構な面積と思いますけど。

角農業委員

これは、一人の人に頼んだら、うちもということでそれも合わせて984ということになったものです。

吉澤農業委員

駐車場にしては広いかなと思って。

角農業委員

初め、654の方だけだったらしいけど、隣の人もうちもうちもってことで、じゃあ買いますということになったものです。

議長（高西会長）

あそこは、耕作するような感じじゃないので。

角農業委員

もう、境線の日本海側はね、ちょっと農地としてはあまり意欲のない所で、境線より内浜側の所は農地として残したいと思っているところですよ。

あのねえ、病院の家具とか最近景気がいいみたいですよ、木工の機械とか。

足立農業委員

昔は建材だったけど。

角農業委員

建材でスタートしたんですけど。

議長（高西会長）

会社はね、なかなか評判が良いですよ。

足立農業委員

あその土地は、何って言う人かネギを作ったり、田んぼを作ったりしている人がおられるでしょう。

角農業委員

ちょっと、その辺は。

足立農業委員

また、聞いてみられたら。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号50の一部について審議いたします。それでは、地元推進委員さんから、現地の状況等の説明をお願いいたします。

森中農業委員

私の方から説明をします。田邊委員と私が現地調査をいたしました。申請者は議案のとおりで、申請地は一部の田、面積は1,769平方メートルです。申請者は売電収入を見込んで、太陽光発電施設を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は、他の農地区分に該当しない農地で、小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

説明がありました、ご意見、ご質問等がございませんか。

足立農業委員

すいません、何円で契約したのですか。

森中農業委員

はっ。

足立農業委員

何十何円で契約したのですか。今頃になって太陽光をされるので。

森中農業委員

契約は、平成29年12月30日までということで、5条の転用理由書を足立委員、持っておられるでしょう。転用理由書に書いてありますので。

足立農業委員

まあ、いずれにしても値がいいということですか。

森中農業委員

まあ、値がいいか悪いかは、私は判断できません。

足立農業委員

オッケー、オッケーというなら、知っておいてくださいよ。値を知らずにオッケー、オッケーなんて本末転倒ですよ。それだけです。

議長（高西会長）

事務局、ちょっと聞いてみといて。

事務局（池口局長）

どこの分をでしょうか。売電価格ですか。

議長（高西会長）

売電価格。中電に申請して、今までは何年にしなさいということはありませんでした。それで、許可を出した全国で半分くらいは、工事しないで問題になって、一番最初の頃に許可したもんを。

遠藤農業委員

商売のことは良いじゃないですか。

井田農業委員

それは、ここで論議する必要はないじゃないですか。

議長（高西会長）

事務局、ちょっと調べてみとけ。

大太農業委員

あの、これは中国電気システムさんが土地を借りて建てるということですよね。売電価格は関係ないんじゃないですか、今。

議長（高西会長）

今言われるので、結局委員さんが言われたのは、直接は関係ないけども農業委員会には、問題があって、倒産したりして困られるとる地

権者があるわけですね。そういうことで質問されたと思うですよ。

木村農業委員

そんなことを言い出したら、コンビニだって何だって。関係ないと思いますけど。

森中農業委員

それは、貸し借りの問題であって、ここで審議する内容ではない。

大太農業委員

経営の方を心配されるのは。

議長（高西会長）

結局ねえ、足立さんが質問されたのは、そうすれば、地権者が困るでしょう。それで言われただと思えますよ。

大太農業委員

それじゃあ、コンビニさんも売り上げがどれ位まであってとかを私たちは審議せんといけんことになるんですか。コンビニの経営のことをきちっと私たちが把握して、それだったら止めましょうよという審議をするってということですかねえ。

議長（高西会長）

いやあ、そんなことではなく、例えば、中には賃貸があります、そうすれば、途中で倒産してねえ、投げてしまわれるところがあります。結局、そういうところが色々あるのでね。

木村農業委員

関係ないと思います。どこだって同じことですよねえ。お店が入ります、売買します、そこがダメになってそのままになるというのはあり得る話です。じゃあ、これが太陽光だからっていうのは、私は違うと思います。

議長（高西会長）

いやあ、それは家の方の何じゃないので、そういうことはないです。例えば質問が出たらねえ、それは関係ないと言いたいので、ちょっと。

木村農業委員

ただ、皆さん関係ないって仰ってるんで。

足立農業委員

関係ないけども関係ああだがん、実際に。

森中農業委員

関係ない。

木村農業委員

ないです。

足立農業委員

もう一つは心配ですけども、何だいかんたい。もうあれ、売電のこともあって、太陽光は今問題ですが。問題出てるでしょう。というときにこんな話が出て来ているので。私、心配したものですから。

角農業委員

ちょっと一言。私、改良区におりますので、問題というのは、一言言っとかんといけんのは、太陽光をしたはいいけど、雑草の生えたまままで使っていると、貸した人はもう貸してるからと、その隣の畑でも雑草がどんどん広がっていくような状態のところがあるんで、転用許可をするにしてもですねえ、その業者にもその管理はしっかりしなさいよという位は農業委員会としてやるべき……。

議長（高西会長）

それは、必要と思います。一つの参考意見を言いますけどもね、うちの集落にですねえ、ちょうど農振区域の真ん中に5,000平米ほど太陽光発電が。それで排水のことで雑草と、排水は河川に流すものですから、年に2回程泥あげするわけですけど、その費用をきちんと覚書でしてますけど。そういうことはねえ、それが無いので許可をしないということではなく、そういうことを農業委員さんは助言をしてあげないといけないのではないかなあと思っているわけです。

角農業委員

そのとおりだと思います。

木村農業委員

ここに上がる前に、推進委員さんだったり委員さんだったりの中で、ちゃんとしてからこれを上げるということにしないと……。

議長（高西会長）

ですからそれは、前から何回も今言ったことを今の新しい委員さんじゃなしに、その前から言っているわけです。地区の委員さんに……。

木村農業委員

だから、上程する前にきちんと話し合いをした経緯とかを話していただいて、それだったらまだわかりますけど、急に何だかんだいう話になるのはちょっと違う気がするんです。

議長（高西会長）

そうしますと、事務局、こういう場合はきちんとそういうことを話して、どうなっているかということを確認しておくように。

事務局（池口局長）

はい。

議長（高西会長）

はい、他にありませんかいねえ。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて、番号51の淀江町佐陀について審議いたします。

それでは、地元。

高西推進委員

はい、51番の説明をいたします。申請者は議案のとおりです。個人的なことですが、現在、市内のアパートに住んでおられまして、この方のお祖父さんから土地の贈与を受けて、一般住宅の計画をされています。現地調査をしましたが、近隣が住宅化しておりまして、広い畑の道路に面した一部の土地がその土地で、面積が244平米です。隣接耕作地はありませんで、実行組合の排水同意書これは添付されております。上下水道も埋設されておりますし、周辺500メートル以内に医療施設が複数ありますので、先ほど言いました第3種農地に該当いたします。備考にもありますが、非線引き都市計画、淀江町ですので開発許可は不要となっております。以上で終わります。

議長（高西会長）

地元委員からの補足はありません。何かご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。
続いて、番号52の淀江町佐陀について審議いたします。

高西推進委員

はい。

事務局（高田主幹）

あっ、すみません、よろしいでしょうか。11ページ52番の議案ですけれども、淀江町佐陀2077-3の譲渡人のところですけど、申し訳ありません、お名前が書いておりません、申し訳ございません、〇〇さんという方が抜けておりました、訂正させていただきます、申し訳ございません。

高西推進委員

はい、52番について説明します。申し上げようと思っていたことを今、事務局が訂正されましたので、まあそういうことです。申請者はこのようでした、申請地も佐陀の畑4筆です。面積は928平米です。隣接農地耕作者の同意、実行組合がありませんので自治会長の同意を確認しております。また、申請地ですが、近隣が住宅化されており上下水道が埋設されております。周辺500メートル以内に医療施設が複数ありますので、先ほどと同様に第3種農地に該当いたします。申請人ですが、出雲市に在住されておりまして、当地に農地を買い受けて、賃貸住宅の経営を目的とされています。周辺は、ホームセンターやイオンなど大型店舗が近隣にあって、インターチェンジも近いということでそういう目論見をなさったようです。この他特にございませぬ。やはり、淀江地区ですので非線引き都市計画区域で開発許可は不要となっています。以上です。

議長（高西会長）

地元からの補足はありません。何かご意見、ご質問等はありませんか。

そういたしますと採決をしたいと思っております。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、12ページ議案第4号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。

はい、事務局。

事務局（宅和局長補佐）

12ページの議案第4号について説明します。

この議案は、米子市が農振農用地に指定している農地につきまして、農振農用地の網を外すために意見を農業委員会に求めているものでございます。最終的に県の同意を得て農振農用地の網が外れました場合は、改めて農地転用の申請が農業委員会に出て来ることになっております。この度の案件は、米子市が工業団地を造成するために行うものでありますので、担当課の経済戦略課の高橋次長と委託業者さんに質問に答えるもらうために来てもらっていますよろしくお願いします。なお、この度の農振除外の合計面積ですが、37,483平米となっております。今後、議案の方にきちんと合計面積を入れるようにします。申し訳ありませんでした。この度は、37,483平米ということでメモをお願いいたします。それでは、除外理由等について山本の方から説明します。

事務局（山本主幹）

除外申請理由について説明します。最後に現地調査したところになります。申出者である米子市が、企業誘致を進める上で企業から求められた条件が整った工業用地の整備です。市が分譲を開始した米子市流通業務団地の進出率は100パーセントとなり、市内に残っている誘致可能な工業用地は、和田浜工業団地の未整備部分と石州府工業用地の残地という状況です。そのため、米子市に進出を希望している企業のニーズに合った新たな工業用地の整備を行います。土地の選定にあたっては、13か所の候補地の中から土地面積が4ヘクタール程度あり、インターチェンジからの交通アクセスが良く、渋滞発生や近隣の状況を考慮し、当該選定地を選定しました。

市としての考え方ですが、当該申請地は既存の米子市流通業務団地に接し、JR伯備線の線路及び佐陀川に囲まれた、農用地区域変更後の集团的農用地区域の分断や土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障は軽微です。また、污水排水は合併

浄化槽、流通業務団地の排水路及び調整池を利用する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障もありません。さらに、候補地選定にあたっては農用地区域内ですが、選定理由からどうしても申請地しか候補地がないということで計画変更も止むを得ません。以上、農振法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており、農用地区域内ですが、計画変更はやむを得ないと考えておりますので、審議の方よろしく申し上げます。以上です。

議長（高西会長）

あの、担当課の説明は。

高橋経済戦略課長

経済戦略課の高橋です。今回の用地の選定ですが、先ほどもありましたように米子市内13か所を検討しました。その中で、それぞれの所で、排水の問題がありましたたり、接道がなかったり、交通渋滞を起こす要因があったりで除外していきまして、残ったところが、今、残ってる米子赤井手地区、それともう一つ近くに尾高の方にあつたのですが、尾高の近くの方は、雨水排水を流しますと農業用水に流すこととなりますし、下流域に流すときに、大雨になりますとそこが溢れるものですから、今回は外しまして、最終的にこの場所を選んだと結果になります。

議長（高西会長）

事務局と戦略課の説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。推進委員さんも採決には入れませんがご質問、ご意見などは遠慮なく。

高西推進委員

今、そのお言葉があつたので、ちょっと伺いたいですが。面積の合計がこれ出ておりませんが。

事務局（宅和局長補佐）

もう一度、言います。合計で37,483平米になります。お願いいたします。

高西推進委員

わかりました。

議長（高西会長）

何かありませんかいね。

吉澤農業委員

あのお、雨水排水は面積が広いものですから、参考までにですねえ、どの位の量を集めるんですかねえ、どんだけの影響、具体的な数字ってあるもんですか。何かイメージとして湧くようなことで。

㈱アイテック職員

設計を担当している株式会社アイテックです。今、測量が終わった段階ですので詳細な数字までは出ておりません。

吉澤農業委員

さっき、そういう影響があるからその場所を外したよというお話があったものですから。私どもの地域にも例えば1反埋め立てるか2反埋め立てるかっていう話があるわけですよ。3条・4条って話じゃないですけどね。そのとき必ず問題になるのが、雨水排水の流したときの、これが問題になるんですね。ですから4ヘクタール近くの田を埋め立てたときに、具体的に水位がですね、佐陀川の水位が10センチ上がるとかね、というような感覚的なものでいいんですけども。

㈱アイテック職員

まだ、開発の段階でありますけども、今考えているのは、用水路を全部調査しました。そこに影響がないように、区域内に洪水調整池を、

そこに水を貯めて下流に影響のないようにするというのが開発の基準ですので、現在ざっと計算しましたが約3,000立米、3,000平米の田んぼに約1メートルの水を貯めることができる規模を設置するということまで検討はしています。

議長（高西会長）

ということは、まだきちんとしたことがないということか。

㈱アイテック職員

ええ、今の予定ですと10月末に開発許可の事前協議書というのを提出します。

吉澤農業委員

私はそういう答えを期待してなかったんだけども。

高橋経済戦略課長

実は、以前に5年前にですね、〇〇のグラウンドの所に〇〇というのが出ていまして、そこが日量1万5千トンの水を使います。なおかつ、そこに5ヘクタールあるのですが、その内4,5ヘクタールが流通団地に流すよう設計しております。それを大雨が降ったときに、大体佐陀川に放流すると、佐陀川の水位が1センチ上がります。そこから強制排水したときには1センチ水位が上がります。

吉澤農業委員

だけんね、1センチ何ぼ上がったってね、問題じゃないじゃないですか。

高橋経済戦略課長

ただ、そのときには周りからも来ていますので・・・。

議長（高西会長）

あの今言われたねえ、工業施設ですか、〇〇のところの。あれ色々あって、団地の方で色々騒がれて、県の県土整備局の局長に色々何してねえ。あの佐陀川の土手をボーリングして調べたり、排水路ですか、確か米子市が拡幅されたはずですけど。今回の水はどこからどんな具合にして佐陀川に落とされますか。

高橋経済戦略課長

図面をお持ちでしょうか。

事務局（山本主幹）

現地調査の順番表に付いています。

高橋経済戦略課長

この黄色のところ、今回の工業用地になります。中の水色の所が今言いました調整池。ここからピンクの線が出ていますが、これを伝って流通業務団地内の水路に流れます。そこから流通団地の排水路を伝って、佐陀川の方に流れるようになっております。

議長（高西会長）

そうすると、流通団地の水と一緒に排水路じゃないわけか。

高橋経済戦略課長

そうです。

公本農業委員

ちょっといいですか。開発申請する場合は、もう頭が痛くなるような計算式に則った様々な要件をクリアしてやられるわけでしょう。

高橋経済戦略課長

はい。

公本農業委員

だから我々が心配するようなものは、もうほとんどその申請条件になっているわけで、農業委員会として市に対して要望することは、近隣農地にどういう影響をあたえるかと、近隣農地に心配がないようにものにしていただきたいというようなものを市に対して陳情するのが、我々の役目じゃないかなあと思いますけど。排水とかね、そういうものは開発許可の中で要件を満たさないと開発許可が下りないでしょう。だから、心配するようなことは、米子市さんがやられることですからないと思うんです。ただ、あれだけの規模でやられるわけですから、納入車両がどんどん走って、農作業者の軽トラが遠慮して走るようなことはいけないと思うんですけど。一応計画が出るまで、様子を見させていただくというようなことがいいんじゃないでしょうか。

議長（高西会長）

あの。

公本農業委員

ここで議論してもねえ。

議長（高西会長）

いやあ。

公本農業委員

1週間も10日も同じようなことに。

議長（高西会長）

こういうことでは県の農業会議での審議は通りません。事務局長、よく打ち合わせしなかったのか、排水のことなんかのことを。通らへんよ、県の農業会議の審議では。

高橋経済戦略課長

すみません。排水の技術基準等のことを言われましたけども、開発行為の中で審議されますので、当然それをクリアするようなものを設置させていただきます。

議長（高西会長）

それなら、今はこれで農業委員会を通せということか。そんな馬鹿な事が。農業委員会をどう考えているのですか。それは、ここで認める訳にはならん。農業委員会をその程度にしか考えてないのだったら、ここで審議することない。一番大事な事だ、いつも問題になる。そこにどんな工場がでるのか、どんな建物が建つのかそんなことは関係ない。

森中農業委員

ちょっと課長、あのねえ、地区除外の審議ですわねえ、これは。

高橋経済戦略課長

これは地区除外のです。

森中農業委員

地区除外をするにあたって、順序としては市が受けて、県に進達をして、県の方が概ねこういうことならええという話があっちようと思うです。その辺は今排水問題を含めて県がいいというような話になつてるのかその辺はわかる範囲で。

高橋経済戦略課長

まだ、県とは農振農用地の除外、これを今進めているところです。ただし、セットで転用させていただくこともございますので、ただ、これも開発許可が下りるのも条件になっております。3つが一体になって進まないとできませんので、今回はここについてこういう計画がございますということ、農業委員会さんにご了解いただいて、転用が出た時にもう一回審査いただくものとばかり思っていました、すみません。

伊塚農業委員

二段階で。農振除外を今日はするということですね。

高橋経済戦略課長

農振農用地と併せてこの説明をさせていただいて、今後は開発許可の申請を行うんですけど、それが必ず通るという条件があって初めて、本審議を受けると理解していましたので、もし違っていたら申し訳ございません。

議長（高西会長）

他に。ちょっと、わたしは納得できんけども。

伊塚農業委員

今、事務局から最初に農振除外をお願いしますと、後についてはもう一回農業委員会にかけますということで始まっていますので、今は農振除外をするかしないかっていうことだけの討議です。確かに排水については大事な事ですよ。次のときに絶対それは見ないけんと思うんだけど、これからそれを調べてやるって今段階に来ているところのやつに対して、全部をっていうのでなくして、今ただ、農振から外したいということであって、それでいいんじゃないかなと。

議長（高西会長）

それはどんなことかな、市に聞いてみるけども。きちんとしたものはいつ頃できるわけですか。それがきちんと出来てから申請が出来だったわけですか。まあ、今後農振除外になったら5条が申請されるだろうけども、その時はまたああだこうだということだけども、一番大事な事は、わたしたちが今日見たけども、非常に優良な農地ということです、こういうところを農業委員会として転用を認めないけんっていうのは何かちょっと現場で話したですけども。まだこれ中途半端みたいなことで審議してほしい、農振除外に賛成してほしいというのは何だけども他の委員さんは推進委員さんも含めて何か感じられるところはありませんかな。

田中農業委員

除外理由に今後農業施策を実施する予定もないためとありますが、実際第1種農地だと思うんですけど、素朴にここでないといけんのかなあと思ったんですけどその辺のことはどうですか。

高橋経済戦略課長

さっきも言いましたけど、色々条件を検討して参りました。先ずひとつは、土地作るからには、企業さんに出ていただける、企業さんの魅力を感じていただける土地でなければいけないって、最後の選定基準だったわけですけども、今、企業さんに意向を伺ってみますと流通業務団地の近くで米子インターの近くが一番欲しいという話がございます。うちも用意するからには、当然出ていただいて空き地になるようなことをしてはいけませんので、そういった関係も今回考慮して選んだということです。

田中農業委員

要は立地を優先したと。

高橋経済戦略課長

そうです。後、接道要件、排水ここも考慮しました。例えば、なるべく農業用水路には排水を流さないというような条件で選考しました。

田中農業委員

実際に工業団地にしたときに、売買がスムーズに行くように、こういうことを優先したということですね。

議長（高西会長）

他の委員さん何かありませんかいね。これだけ大きな面積を除外することは、そうないのでね。排水のことがきちんと・・・、まあ本来は農振除外にね、あの・・・。今度、5条の申請が出たときにはこんなことでは通りませんよ。わたし、今みたいな説明になるかと思って、あの局長に県の常設審議会に出て色々、あの指摘がいつも排水の問題であることをよくわかっていると思うけども、その辺を戦略課とよく打ち合わせをして、そうして今日よくわかるようにしてもらおうようにと、それで担当課だけではなくてコンサルさんにも出ていただいて、きちんと質問されたことに答弁してもらおうようにとコンサルさんにもお越しいただいたと。

事務局（池口局長）

それで、先ほども戦略課長が申しますように、現在まだ計画中でございますので。

高西推進委員

あの、ちょっといいですか。前市長の野坂さんは、何かというと米子の基幹産業は農業だって常に言っとられました。さっき改めてもう一度数字を聞いたんですよ。さっき説明したがなということがありましたけど、数字を書き留めました。こんだけのまとまった田んぼを美田をあの陽の良く当たる、あの工業団地にするということは、今の市長は基幹産業は工業というふうに考えておられるんですか。さんざん、野坂市長からは基幹産業は農業だと聞かされていたのですが。

高橋経済戦略課長

今の市長も農業と工業、農工業両方で行くという考えでおります。農業は基幹産業という認識はしております。

高西推進委員

それだと、あれだけの美田を良く陽の当たる良くできる田んぼを潰さなくっても、もっとよく探してもうちょっと田を作る米を作るのに

はちょっと不便だとか相応しくない土地が、日が当たらないとかそういう場所をもうちょっと探し出す工夫があるんじゃないですかねえ。あまりにいい田んぼで惜しい気がします。あのお、37, 483平米なんて大きなものを。まあ以上です。

吉澤農業委員

農振除外の要件で、色々あったでしょう。それに対して、これはこうだともっと審議することにはなりませんか。

事務局（宅和局長補佐）

農振除外の要件審査につきましては、農林課の方から資料はもらっておりまして、山本の方が説明したところでございます。

森中農業委員

いいですか、あの私色々論議されておりましたですね、米子市の施策としてそのようにやることに、米子市から農振除外という申請が出ました。したがって、あそこに持ってきたというのは、田中委員からもありましたけども、あそこが米子市として最適と判断して今のところは出たということがありますから、そういった方向で私は賛成します。

議長（高西会長）

あの13か所だかと言われたけども、それはどんな具合にして。こういうことを計画しとるけども工業団地にするようないい場所がないかって、各地域にでも聞きなつたわけ。

高橋経済戦略課長

いえ、私共が以前に工業団地の適地調査をやってまして、それを一つ基にした部分と後は経済部、建設部とか中で検討会を開きまして、その中で候補地を出してもらって、その中で判断したものです。

議長（高西会長）

市民に直接は聞きならなかったわけか。

高橋経済戦略課長

申し訳ないですけど、最終的に造成した土地が企業さんに出てもらわなければ意味がないので、その辺は企業さんから話を伺っている中でこういう条件でということでも検討して参りました。

森中農業委員

あの、議会の方はねえ、どこまで話が進んでいますか。

高橋経済戦略課長

議会には場所も説明がしてあります。

森中農業委員

議会からは異論がないわけか。

高橋経済戦略課長

ないです。

森中農業委員

わかりました。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

田中農業委員

確認になりますが、18筆の地権者の皆さんはこの計画に賛成ですか。

高橋経済戦略課長

はい、皆さんは賛成いただきまして用地交渉は終わっています。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。ちょっと一つ聞いてみるけども、大体、買収は坪いくら位で。

高橋経済戦略課長

ちょっとこれは、議会の承認を得ていませんのでお答えすることは。

議長（高西会長）

あの色々意見があるようですが、ここで除外を認めてそうして農振除外になったら改めて5条の申請が出ますので、その時にきちんと検討してどうしようかということで、どちらが良いかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数あり）

ありがとうございました。それでは、農振除外の異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。しかしですねえ、さっきも言いましたように5条の申請をされるときは、きちんとそういうもので明記して、そうしてここで5条が認められたときには、県の農業会議の審議委員さんが現地調査されます。それから審議会にかけられますが、先ほどあんなことでは通りはしませんけども、その辺を考えてきちんとした、あのよくわかるような対応をお願いしますので。

高橋経済戦略課長

その節には図面も出来てますので、出させてもらいますので。

議長（高西会長）

それで、大体いつ頃除外の許可が下りるような予定かな。

事務局（山本主幹）

県の方に聞いてみるとわかりませんので。最低2か月はかかります。

議長（高西会長）

はい、ありがとうございました。

続いて、19ページ、議案第5号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成し決定を求められた別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

利用権設定各筆明細について説明いたします。

22ページ番号9-1は借受人の希望による貸付です。番号9-2は再設定です。

利用権の種類欄にある解除条件付き使用貸借について説明します。これは、農地所有適格法人以外の法人が農地の権利を取得する場合には、貸借契約に解除条件を付す必要があります。農地を適切に利用しない場合には契約を解除することになります。

以上、番号9-1から番号9-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく願いします。

議長（高西会長）

9-1と9-2について、何かご質問、ご意見ありますか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、24ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号9-1から番号9-4までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

24ページ番号9-1から番号9-4まで、番号欄鍵括弧内に中間管理権取得理由が記載してございます。Aは地権者の意向によるもの、Bは相対の契約から中間管理事業への切替です。

番号9-1から番号9-4まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

公本農業委員

お尋ねします。彦名干拓地の〇〇の年間の賃借料18,000円というのは、大丈夫かな。高いような気がするけどどうですか。

議長（高西会長）

機構が中に入って決めたことですから、農業委員会が高い安いと言うことはない。

角農業委員

13,000円が水利費で残りが謝礼だと思います。米川は13,000円しかもらってません。

公本農業委員

わかりました、水利費と合算した賃借料ということですね。機構が8,000円に統一しようと言っていたのでね。

議長（高西会長）

事務局わかつとる。

事務局（池口局長）

はい、水利費を地主が払うのか借りられた方が払うのかということで、多分振り分けされてこういう金額になったと伺ってますので。

議長（高西会長）

普通は耕作される人が払うよ。けどもそんなことは事務局は初めに説明しないといけません。

事務局（池口局長）

はい、申し訳ありません。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、27ページ議案第6号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成し意見を求め

られた農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。
それでは28ページ、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

28ページ番号1は他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。番号2から4は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号1から番号4までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

はい、ご意見、ご質問等がございますか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

続いて、27ページ。

（5番は、の声あり）

（田中委員退席）

続いて、28ページの番号5について審議しますが、それでは事務局から説明を願います。

事務局（河野主幹）

28ページ番号5の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない

方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

(田中委員着席)

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（宅和局長補佐）

29ページ(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について説明します。農地法第4条の農地転用届出とは、地権者が市街化区域農地を転用する場合に届出るものです。この度は、1件の届出を受理しております。

続きまして、30ページ(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について説明します。農地法第5条の農地転用届出とは、市街化区域内の農地について、権利移転や権利設定を伴う農地転用をする場合に届出るものです。この度は3件の届出を受理しております。

続きまして、31ページ(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明します。これは、農地の賃貸借について、貸し借りの当事者から貸し借りの解約を合意した場合に農業委員会に届けられるものです。この度は、6件の通知書を受理しております。

続きまして、32ページ(4)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について説明します。これは、鳥取地方法務局米子支局から、地目変更登記申請があったものについて、農地転用許可の有無等を確認するために照会され、それに対し回答しているものです。この度は1件を回答しております。

続きまして、33ページ(5)農地転用現況確認書交付について説明します。農地転用現況確認書とは、農地転用許可後、地権者が法務局に地目変更登記を申請する際に提出する証明書です。この度は2件の確認書を交付しております。報告事項は以上です。

議長（高西会長）

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

事務局（宅和局長補佐）

（ 事 務 連 絡 ）

議長（高西会長）

以上で審議は終わりました。

閉 会 午後4時42分